

平成20年 No.11

東京学芸大学特任教員選考要項の一部を改正する要項

改正理由

「特任教員制度について（修正案）」が承認されたことに伴い、「特任講師」の称号を追加するため、所要の改正を行うものである。

承認経過 「特任教員制度について（修正案）」

平成20年3月3日 役員会 審議・承認

平成20年3月5日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学特任教員選考要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成20年3月6日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

東京学芸大学特任教員選考要項の一部を改正する要項

東京学芸大学特任教員選考要項（平成18年12月7日制定）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学特任教員選考要項の一部改正について

改正理由：「特任教員制度について（修正案）」が承認されたことに伴い、「特任教員」の称号を追加するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(選考基準)</p> <p>第5条 特任教員となることのできる者は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授、准教授、<u>講師</u>又は助教の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められる者とする。</p> <p>(称号の付与)</p> <p>第6条 第3条及び第4条の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、特任教員、特任准教授、<u>特任教員</u>又は特任助教を称することができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年3月6日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(選考基準)</p> <p>第5条 特任教員となることのできる者は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授、准教授又は助教の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められる者とする。</p> <p>(称号の付与)</p> <p>第6条 第3条及び第4条の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、特任教員、特任准教授又は特任助教を称することができる。</p> <p>[省略]</p>